

岩手県企業局管理規程第13号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県企業局長 森 達也

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第6条 課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。</u></p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>(経営総務室課長等専決事項)</p> <p>第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 経営総務室の予算経理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>第1項第8号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（第5条第1項第7号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）をすること。</u></p>	<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第6条 課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。</u></p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>(経営総務室課長等専決事項)</p> <p>第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>職員の高齢者部分休業の承認に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 経営総務室の予算経理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>第1項第9号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（第5条第1項第7号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）をすること。</u></p>

<p>(10)～(18) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)</p> <p>第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、県南施設管理所の長にあっては、総括課長が専決できる事項のうち、使用者が施行する給水施設等の工事<u>(給水管の修繕及び量水器の工事並びにこれらに関連する工事に限る。)</u>に係る承認の申請に対する処分及び届出の受理に関する事項並びに検査員の指名その他の検査に関する事項を専決することができる。</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>	<p>(10)～(18) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)</p> <p>第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止の決定並びに<u>死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u>に関すること。</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、県南施設管理所の長にあっては、総括課長が専決できる事項のうち、使用者が施行する給水施設等の工事に係る承認の申請に対する処分及び届出の受理に関する事項並びに検査員の指名その他の検査に関する事項を専決することができる。</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所及び県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。